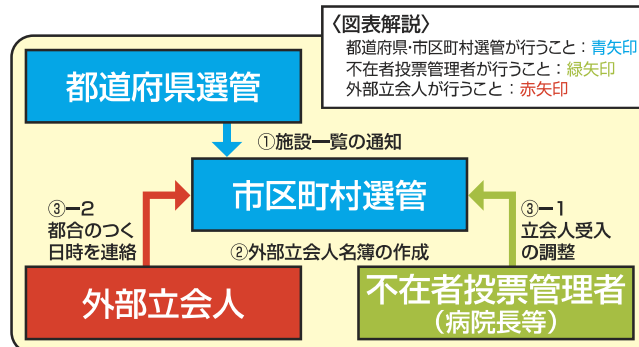


指定病院等の不在者投票管理者の皆様へ

指定病院等の不在者投票において、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務が設けられました。外部立会人の選定等に係る事務の流れは以下のとおりです。選任等の方法により、流れが異なりますのでご注意ください。

1. 外部立会人名簿の作成と選任に向けた調整

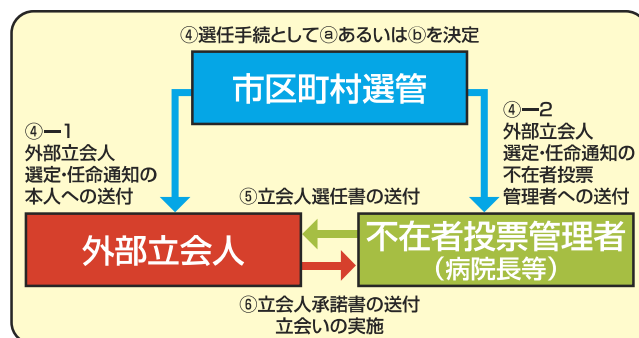
- ①都道府県選管は、不在者投票実施の指定病院等を通知。
- ②市区町村選管は、外部立会人名簿を作成。
- ③指定病院等の不在者投票管理者は、市区町村選管と外部立会人の受入を調整(③-1)。
市区町村選管と外部立会人は、日程等を調整(③-2)。



2. 選任等と立会い

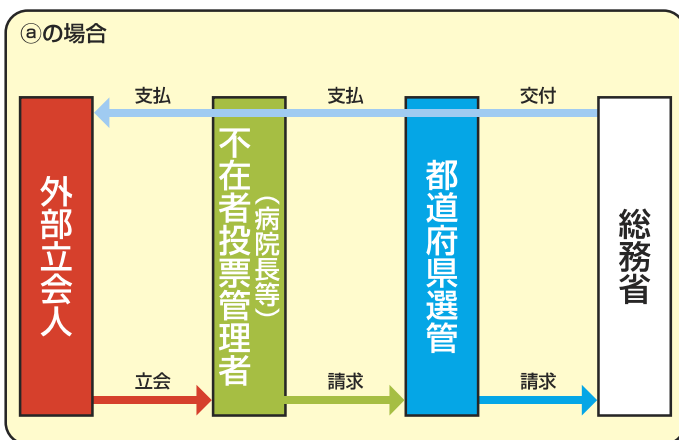
- 具体的な選定・選任手続としては、主に以下の2通りの方法が考えられます。
- ④不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法
- ⑤市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法(特別職の地方公務員と位置付け)

- ④市区町村選管は、
 - ④-1 外部立会人候補者を選定し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に選定通知を送付。
 - ④-2 外部立会人を任命し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に任命通知を送付。
- ⑤不在者投票管理者は、外部立会人に立会人選任書を送付。
- ⑥外部立会人は、立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いを実施。

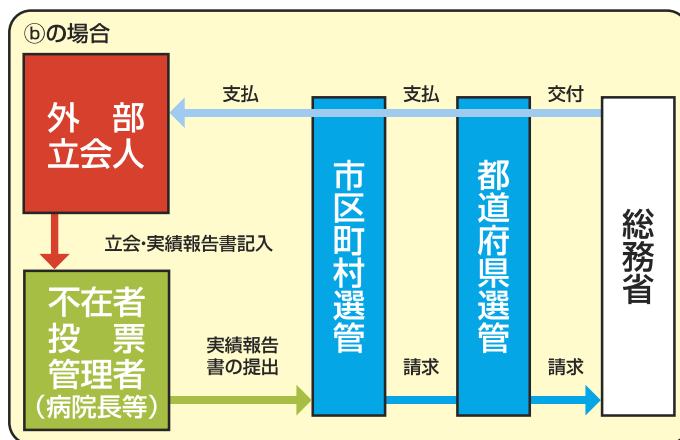


3. 謝金・報酬等の取扱いについて

- 国政選挙における外部立会人に要する経費は、国が負担する不在者投票特別経費に算入されます。謝金・報酬等の取扱いは、選任等の方法により、主に以下の2つの流れとなります。



不在者投票管理者が、外部立会人に謝金・旅費を支給した上で、所在する都道府県選管に一括して請求します。



不在者投票管理者が、市区町村選管に対して、実績報告書を提出し、市区町村選管が外部立会人に対して、条例等に基づき、報酬・費用弁償を支給します。

※いずれも衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合のフロー図です。

詳しくは都道府県・市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。